

「行財政の運営に関する条例(仮称)」の制定(骨子)

1 趣旨

行革推進条例を制定し構造改革を成し遂げた行革の成果を生かしつつ、今後とも、県民に信頼される適切な行財政の運営を行うため、新たな条例を制定する。

2 概要

(1) 目的

県の行財政の運営について、基本的な方向等を定める行財政運営方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定め、適切な行財政を運営する。

(2) 行財政運営方針の策定

適切な行財政の運営を行うため、行財政運営の基本的な方向、財政運営の指標及びその目標、各分野の取組方向を示した行財政運営方針を策定する。

(3) 策定手続き等

行財政運営方針の策定、変更、廃止について、議会の議決を経るとともに、行財政運営方針を公表する。

(4) 実施計画の策定等

毎年度、行財政運営方針の実施計画を策定し公表するとともに、議会に報告する。

(5) 実施状況の報告等

毎年度、行財政運営方針の実施状況について、行財政運営審議会の意見を付して、議会に報告するとともに、報告の内容を公表する。

(6) 議会の意見

議会は、行財政運営方針の変更等その他行財政の運営に関することについて、意見を述べることができる。議会の意見に対して見解を示し、又は必要な措置を講ずる。

(7) 行財政運営審議会の設置

行財政の運営に関する事項を調査審議するため、地方行財政について知識経験を有する者や県内で活動を行う団体を代表する者等で構成する行財政運営審議会を設置する。

(8) 行財政運営方針の見直し

社会経済情勢の変化、国の政策動向などを勘案し、3年毎を目途として行財政運営方針の見直しを行い、必要な措置を講ずる。

(9) その他(施行前の手続き)

本条例の施行前に現行の行革審議会及び行革県民会議の意見を聴き、議会の議決を経て策定した行財政運営方針は、本条例に基づき策定されたものとする。

3 施行期間

2019年4月1日から10年間